

特別支援教育の充実を目指します

保育園・幼稚園や小学校・中学校に通う子どもたちの中には、集団生活や学習面で困っていて、個別の支援を必要としている子どももいます。

市では、学習面や生活面で支援を必要とする子どもたちを対象に、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かく適切な支援を行っています。

■特別支援教育の推進・充実
市では、特別支援教育の推進・充



各園、各小・中学校で配布しているリーフレット

実のために次のような取り組みを行っています。

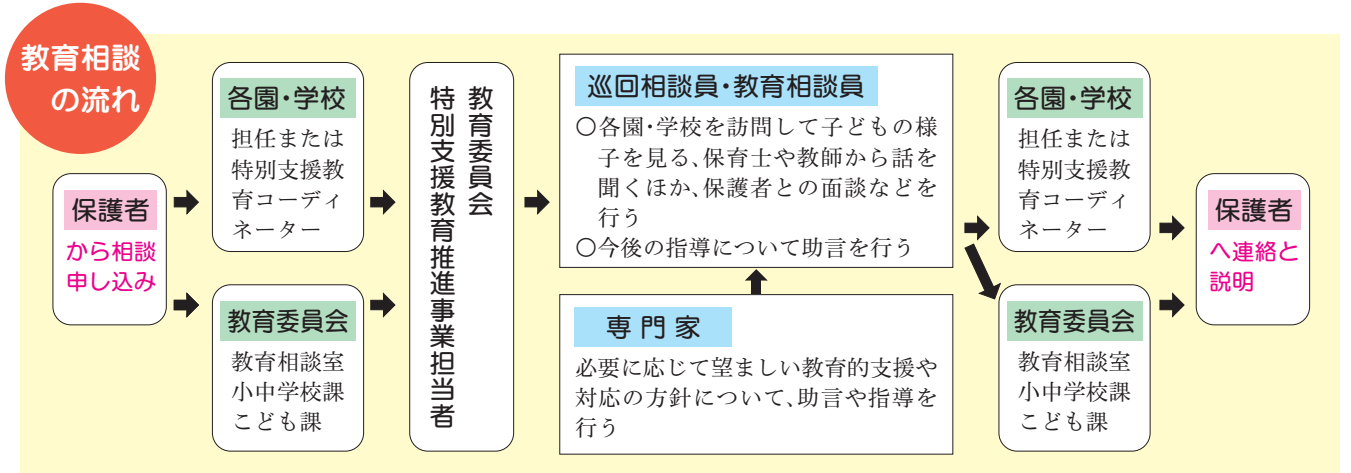
- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちのために、各保育園・幼稚園(以下、各園という)、各小・中学校に支援員などを配置
- 巡回相談員・教育相談員が各園や各小・中学校を訪問し、保護者や教師の相談に対応
- 特別支援教育の理解・啓発のためリーフレットを作成
- ※リーフレットは、各園や各小・中学校、教育委員会に備えています

子どもの様子で気になっていることはありませんか？

- 話を集中して聞くことができない
 - 注意されても立ち歩く、教室を飛び出す
 - かっとなって乱暴してしまう
 - 聞いたことの理解が難しい
 - 話したいことを言葉でうまく表現できない
 - 文字を書くことが苦手
 - 人の気持ちや周囲の状況を感じ取ることが苦手
 - 物事に独特のこだわりがある
- このような様子に周りの大人が早く気づき、一人一人の特性に合わせた指導や対応をすることが、子どもたちの健全な育ちを支える上で大切です。

子どものことで気になることや困っていることがある場合は、各園や各小・中学校、教育委員会へお気軽にご相談ください。
※教育相談の流れは下の図のとおり

【問い合わせ】
教育委員会
●教育相談室 ☎23・0260
●小中学校課 ☎45・1311
内線333
●子ども課 ☎45・1311
内線342



受付期間を平成30年度まで延長

震災被災者の住宅などの復興を支援します

東日本大震災により被災した住宅や宅地の復興を支援するため、下表の補助を行っています。各項目を組み合わせることもできます。

【問い合わせ・申し込み】
本庁都市政策課
(☎24・2111 内線543)

■工事費補助(受付期限は平成30年度)

区分	対象となる工事	補助の割合
補修(10万円以上の工事)	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊および半壊の被災住宅の補修工事	2分の1 (限度額30万円)
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を耐震基準に適合させるための改修工事	2分の1 (限度額60万円)
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置などの改修工事	2分の1 (限度額60万円)
県産材使用改修	県産材を0.5立法以上使用する住宅改修工事	2分の1 (限度額20万円)
宅地復旧(20万円以上の工事)	のり面の保護工事、排水施設(宅内側溝など)設置工事、地盤補強・整地工事、擁壁設置・補強工事、地盤調査および設計調査費、その他安全性の回復に必要な復旧工事	2分の1 (限度額200万円)

■利子補給(受付期限は平成30年度)

対象	補給の割合
新住宅債務(被災後、新たに受けた融資の利子)	住宅補修 1%以内 (対象融資限度額640万円)
	新築 2%以内 (対象融資限度額1,460万円)
既往住宅債務(震災前から受けていた融資の利子)	新住宅債務が生じた時点から5年間の利子を一括補助(震災後新たに借り入れた額が上限)

■住宅新築・購入補助(受付期限は平成30年度)

区分	対象	補助の金額	
バリアフリー対応住宅の新築・購入	高齢者などが暮らしやすいよう、通路や出入り口の幅などが一定の基準を満たすこと	床面積75平方メートル未満 40万円 床面積75平方メートル以上120平方メートル未満 60万円 床面積120平方メートル以上 90万円	
	県産材を使用した住宅の新築・購入	10立法以上の県産材を使用していること	使用量10立方メートル以上20立方メートル未満 20万円 使用量20立方メートル以上30立方メートル未満 30万円 使用量30立方メートル以上 40万円
		住宅の新築・購入	国の被災者生活再建支援金の基礎支援金および加算支援金(建設・購入に限る)の支給を受けていること



木造住宅の耐震診断事業 耐震補強工事助成事業 申請を受け付けます

①木造住宅耐震診断事業
木造住宅の耐震診断が一定金額で受けられる制度です。
【個人負担額】
3,000円
【募集棟数】
15棟(先着順)

②木造住宅耐震補強工事助成事業
木造住宅の耐震補強工事の経費を助成する制度です。
【助成額】
対象経費の2分の1(限度額60万円)
【例1】工事費が120万円以上の場合60万円を助成
【例2】工事費が90万円の場合45万円を助成
【募集棟数】
10棟(先着順)

①②共通
【対象となる住宅】
昭和56年5月31日以前の建築基準法の基準により建築された平屋および2階建ての木造住宅
※提出書類など詳しくは、本庁都市政策課へ
【提出先】
本庁都市政策課または各総合支所建設係
【問い合わせ】
本庁都市政策課(☎24-2111 内線543)